市政懇談会 記録 8

習志野台地区市政懇談会記録

開催日時

平成14年11月30日(土曜日)

開催場所

習志野台公民館 講堂

質問事項

- ・中核市移行によるメリット等について
- ・地区コミュニティの認定について
- ・小、中学校へのエアコン導入について
- ・出張所会議室の利用について
- 誘導ブロック(点字)について
- ・幼児教室について
- ・都市計画道路 3. 4. 20 号線について
- ・当地区の小・中学校の耐震診断について
- ・中高層マンション建設に伴う「仲裁制度」について
- ・市民センターの建設について
- ・側溝の清掃について
- ・放置自転車について
- ・商店街の空き店舗の利用について
- ・リサイクルセンターの用地取得の方法について
- ・小・中学校に太陽光発電の設置及び余裕教室の活用について
- ・コミュニティセンターの用地取得方法について
- ・坪井小学校、中学校前の道路の拡幅について
- ・新京成新津田沼駅とJR津田沼駅との間のアクセスについて
- 教育について
- ・徘徊者に対する支援体制について
- ・公民館、図書館の休館日等について

中核市移行によるメリット等について

質問

平成15年4月に中核市へ移行することにつきまして、お尋ねしたいと思います。

県より 2,500 件程の権限が市へ移譲され、その殆どが保健所関連と伺っておりますが、従来の県の保健所活動に比べて、市民としてはどのようなメリット・

デメリットがあるのか具体的な説明をいただきたい。

また、市保健所となることは、市職員が職務を行うということになる訳でありますが、船橋南口に「Face」(フェイス)の窓口業務が、今度できると伺っております。また、その拡充と併せて職員増が避けられないかと思いますが、市民への負担増など、どの位になるのでしょうか。また、経費増について、どのような対策があるのでしょうか。

そして、将来、政令都市を目指すという考えがあるのでしょうか。また、その時期等についてもお伺いしたい。

回答

政令市といいますと、市の中に区を設けるといった中、国と直接ということもありますから、それだけ市民の意識は違うと思いますが、中核市は、今までの県の権限が2,500程、市に移譲されてくる訳であり、そういった諸々は県を通さずに市が自己責任で、それに当たりますということであります。ですから、申請業務など今まで時間が掛かったのが、それだけ身近に感じていただけ、また、手早くできうると、このようにも思う訳であります。

そして、保健所は市が担当いたしますから、保健所の職員も船橋市の職員になる訳であり、市の採用により職員になる方もおります。

南口の事につきましては、再開発ビルが来年の4月にオープンをいたします。 長年の懸案事項でありましたが、何とか、ここで立ち上がりまして、その5階、6階部分に公共施設が入ってまいります。その5階部分にいわゆる総合窓口を設け、そこに240からの事務を置くことになっておりますので、本庁まで来なくても大体が対応出来るのではないかと思います。総合窓口の開庁時間は、朝9時から夕方8時までです。そして、隔週でありますが、第二、第四の土曜と翌日の日曜は朝9時から夕方5時まで開庁いたします。そのお隣に「市民活動センター」、いわゆる「サポートセンター」でありますが、NPOの団体が入っていただけるようなスペースも設けております。中核市になるというようなことで、徹底して市民にサービスしてまいりたいということであります。

そして、6階部分に多機能スペースを設けまして、264席のホールを設けております。船橋は非常に音楽活動が盛んであり、そうした音楽活動を通した中に世界的な指揮者として活躍されている方もいらっしゃいます。そういった人たちも育て上げるのも、やはり私どもの仕事ではないのかというような事を考え合わせまして「文化創造館」という名前を付けてあります。

そして、ビルの名称を広く募集いたしたところ、市民はもとより、大変多くの方から 724 件の応募があり、選考委員により「Face」に決定を致しました。これは、船橋の顔といいますか、同時に「Face to Face」コミュニケーションの場でもあるというような捉え方でいいのかと思っております。

もう少し付け加えますと、そのビルと JR 船橋駅と京成船橋駅とを結ぶ予定になっておりますが、残念ながら京成の立体化が遅れておりまして、なかなかビル竣工と同時という訳には行かないとうことで、極めて残念ではありますが、今、最大限の努力をいたしております。

また、政令都市に向けてということでありますが、まだどうという考えはない訳であり、中核市に移行する、そして中核市が、その船橋の発展する過程であるということは、ご理解いただきたいと思います。

地区コミュニティの認定について 質問

坪井地区は、市の特定開発地区として大きく変貌している訳でありますが、この変貌しつつある坪井地区に相応しい地域の体制をつくらなければいけないであろうと、このようなことを住民としては、かねがね考えておりまして、特に、現在、坪井地区には10の自治会があり、1,750世帯程あります。その中で6つの自治会が連合組織をつくって、平成7年から活動に取り組んでおります。

平成 10 年 11 月における市政懇談会の席においても、地区コミュニティとしての認知をして欲しいとご要望を申しあげ、ご質問をさせていただいております。また、平成 12 年 11 月にも市長をはじめ自治会連合協議会に対して要望書等を提出いたしておりますが、今現在、コミュニティとしての認可をいただいていないのが現状であります。

市の方針に基づきますと、総合計画の中で、現在あります 23 のコミュニティを 27 に増やそうという方針が確定いたしている訳でありますが、その 23 から 27 に増やす、その 4 つの中の 1 つに坪井地区を全体として地区コミュニティとして認知していただけないものか。これが質問の要旨であります。

現在、敬老祝賀行事、或いは市の総合防災訓練等につきましても、坪井地区の「自治連」という形で 6 つの町会が中心となって、これらの活動に取り組んでおります。

従って、市の1つの行政単位として、坪井地区が市の地域活動に大きく貢献できる体制を作り上げていかなければいけない。ましてや、都市整備公団の行っております造成計画が、平成16年には第一次入居が始まると、2,000世帯、約7,000人と言われる新しい居住者が入ってくる体制でありますので、それらの新しい方々の入居前に、最初から住んでいる我々住民が、受け入れ体制を作り上げておくことによって、同一歩調で新住居者も旧住居者も一緒に、地域の活動に取り組んで行ける。或いは市の公平な喜びを共有できる。こういう体制を作りあげたいと思っております。

従いまして、市といたしましても、コミュニティを増やす計画の中に、坪井

地区のコミュニティとして認知を是非ともお願いしたい。出来ることならば今年度中に、そういう方針を確定していただければ大変有り難いと思っております。

回答

コミュニティにつきましては、23 から 27 地区に増やすことは決まっております。これは、坪井・若松・丸山・小室であります。12 年 4 月からの船橋市の基本計画におきましては、その 4 地区を想定しコミュニティを 23 から 27 地区に増やして行くという考え方であります。

23 地区を決定したときに、23 地区の中で「地区連絡協議会」という大きな町会自治会の塊が出来ていなかったという事情等があります。地元の皆様方のご協力、それから、今ご説明をいただきましたような準備体制を整えて、街づくり、街開きに対処するのだという熱意はコミュニティをつくっていく上で大変重要なことであります。

市といたしましては、この問題は自治会連合協議会に、習志野台地区、豊富地区との兼合いがありますので、自治会連合協議会の中で充分検討していただきたいということで、要請しているところであります。

現在、自治会連合協議会の部会で「組織検討部会」がありますが、その辺におきましても具体的な方法、或いは、「自連協」、或いは「地区連」に対する組織の関係等について、検討をはじめていただいているような状況であります。市といたしましても、そのような状況を勘案しながら、出来るだけ早い時期に、先程ご質問では「今年度中に指定していただきたい」ということでありますが、市としては、そのような気持ちがあったといたしましても、全体の町会組織の中での位置づけ、それから移行への手順だとか準備もありますから、出来るだけ早く行なっていただきたいというふうなことで、要請してまいりたいと考えております。

小、中学校へのエアコン導入について

質問

国の文部科学省の方針で、公立の各小・中学校にエアコン導入というお話がありました。船橋市の今後の方針、計画はどうなっているのかお答えいただきたいと思います。

回答

文部科学省で、学校の教室にエアコンをという話が、確かに出ておりますが、 具体的な話、そういうことを予算の折衝の中で考えているということが出ただ けで、具体的な内容については、まだ市に話があるということではありません。

今、市立小学校、中学校にエアコンの導入を進めておりますのは、音楽室、

パソコンルーム等、必要な教室から進めて来ているところであります。

ただ、平成14年から小中学校の完全5日制ということで、土日が休みになり、 学校教職員が夏休み中も出勤し事務を取るということになりました。

そのようなことから、現時点では、そのような所へのエアコンを、先に整備 して行かなければならないのかと思っております。

出張所会議室の利用について

質問

私たちの囲碁クラブは「ゴラク会」と申します。

我々が一番希望する囲碁教室の会場としては、出張所 2 階の会議室です。これは以前に使ったこともあり、出張所の 2 階を使わせていただきたい。

回答

習志野台出張所の 2 階は確かに会議室になっております。そして、この地区では国政選挙や市の選挙、或いは県会議員選挙等の不在者投票会場等、色々とご活用いただいているところであります。

習志野台出張所の建て替えをする時に、地域の町会、自治会の役員の方、地域商店街連合会の皆様方等々と色々とお話合いをし、この出張所の取り扱いについての要望で、地域の活性化のために町会、自治会、商店会等が使う場合において開放をお願いしたいということで、現在まで、その考え方で来ているところであります。

例えば、町会、或いは商店会のイベント等におきまして、過去に使ったということがあるというご説明がありましたが、特定のサークル等が、ここをお使いいただくということは想定をしていない建物であります。

サークル活動等におきましては、生涯学習の関係から、既に設置の公民館等の有効なる活用をお願いしたいというのが実情であります。確かに地元でお子さんや地域の方々に囲碁教室ということで、先頃、新聞等にも出ておりまして、内容そのものとしては、大変良いことだとは思いますが、場所の使い方ということになりますと、他のサークル関係との調整が、極めて困難になってくるというふうなこともありますので、その辺については、只今申しあげましたような理由によって、ご理解をいただきたいと考えております。

誘導ブロック(点字)について

要望

お答えは結構です。話として聞いていただければ結構だと思います。

「交通バリアフリー法に基づく船橋市移動円滑化基本構想案を作成しました。皆さんのご意見を募集します」ということで、市の出張所で貰ってきたのです

が、その結果としまして、この書類 7 ページありますが、カラー写真を含めて 7 ページに書いて、私なりの提案をした訳です。その末尾に、『これでは書き足りないから、他も含めて私に連絡をいただければ、それについて意見を述べにまいります』ということを書いて、お願いしたのです

ところが、実際に私のところに来たものは、プリントした葉書が一枚だけだったのです。皆さんもご承知かと思いますが、例えば弱視の方、目の悪い方というのは、弱視もあれば、老眼など色々あります。実際に利用する方から見ると、良い場合と悪い場合がある訳です。具体的に申しあげますと、北習志野駅前の広場の誘導ブロック、点字ブロックともいいます。これは数年前に出来たのですが、あの色は床の色と同じなのです。同じ色で造れば良いという考えではなく、弱視の人から見ますと、あれは色を変えなければいけない。そうでなければ使えないのです。

それからもう一つ、皆さん、あそこの歩道を歩く時に、直角に曲がって歩きますか。広場の周りというのはカーブに沿って曲がるはずなのですが、その誘導ブロックは、直角に曲がっています。それだけではなく、あのような施設というものは、その人の立場になってものを考えないと使えないのです。折角造ったのですが、使えないものが現実に出来ているのです。

そのようなことを含めて、書いて出したつもりだったのですが、そういう返事しかいただけなかったので、造ってから直すのではなくて、造る前にもう少し検討していただきたいのです。そうでないと、また同じ事になります。

私も建築の設計をしておりましたので、やってみた結果として痛感したのですが、実際にその立場になってみないと分からない。机の上だけでは分からない。学者の中にも色々おりますが、学者の中でも専門家といいながらも、Aの専門家、Bの専門家、Cの専門家と、それぞれ違います。ですから学者に聞けば良いというものではないのです。もう少し幅広い、例え話ですが、今日配布された資料の中の13番に「北習志野商店街の自転車を整理して下さい」とありますが、あれだけでは駄目なのです。例えばボランティアの方に来てもらって、その方たちに常時手をかけてもらわないと、恐らく、あそこの商店街の駐輪はやめられないと思います。私自身も自転車を使っておりますが、買い物に行くのに、自転車が使えないということは非常に困るはずなのです。駐輪禁止にすれば、当然、商店街も困る。我々も困る。それを駐輪禁止にすれば良いということでは、いけないはずです。

もう一つは、本来 24 時間、点字ブロック、誘導ブロックを使う人は誰がいつ来るか分からない。そうすると 24 時間の対応が可能にしなければいけないということも考えたうえで行わないと、このような対応の仕方をしたのでは、現実問題として使えないです。

法律は法律で結構ですが、中核都市になりましたら、その法律を市の規則などで直すような形、何らかの上手な方法で、使う人たちが、要は楽になるような事にしていただきたいと思います。

(市長より、点字ブロック、誘導ブロックの色についての質問あり)

色は通常黄色といわれていますが、黄色は弱視の人には見やすいといわれている色なのです。ですから、着色した場合には基本的には、黄色が一番見やすい。ただし、それ以外に他の色、例えば床の色、ここの床はグリーンが主体ですが、グリーンですと、それに対比した色、赤は黄色より良くないそうです。そういう色がいいのだそうです。この辺は当然、市には専門家がいらっしゃる。いなければ、そういう分かる人に聞いたほうがいいのです。それを行っていただきたい。

幼児教室について

質問

私ども習志野台幼児教室は、35年の歴史がありまして、今までに3,000人近くの卒出者を出しておりますが、これだけ永く続いてきたのも、私たちの自然との触れ合いを大切にし、伝統文化やわらべ歌を積極的に取り入れた、地域に密着した一人一人を大切にする少人数保育を熱心に地元の方から支持していただけているお陰だと自負しております。

ここに 30 周年の記念誌を持って来たのですが、過去に市長さんのお父様の代に、保育の様子を見にいらしていただいたことがあるのです。昨日は副議長さんにもいらしていただいて、保育の様子を見学していただいたのですが、「今度、市長さんにも、こちらにいらしていただいて、保育の様子をご覧になっていただくと、とてもいい」というご助言をいただきましたので、今日はこちらに来て、お誘いしたくてまいりました。ご検討の程宜しくお願いいたします。

回答

都合が付きしだい見学します。

都市計画道路 3. 4. 20 号線について 質問

坪井開発に伴って都市計画道路が習志野台8丁目を通過して、「日大」の前を通り、このあたりに来る計画があります。坪井開発が一部街開きされると同時に、都市計画道路が「日大」の部分も貫通しないと坪井地区へ行く車、また、坪井地区から出てくる車が習志野台8丁目の狭い市道に溢れるのは目に見えているのです。

その都市計画道路について、どのように造っていくのか。また、進捗状況を

お聞かせください。

回答

ご質問の趣旨は充分承知いたしております。坪井の特定区画整理事業の中で、 道路問題というのは大事な課題であります。特に都市計画道路 3. 4. 20 号線の 果たす役割と同時に、習志野台から坪井に向かう市道がありますが、その 2 本 の道路が極めて区画整理事業に大きな影響をもつ、重要な路線と認識しており ます。

3. 4. 20 号線は、習志野台地区の団地の中は整備されておりますが、そこから坪井の区画整理事業地、それから八千代市との境まで約 600 メートルの区間は未整備でありますから、この坪井地区の特定区画整理事業に合わせて整備したいと考え、今準備をしております。

ただ、実情を申しあげますと、3. 4. 20 号線に関しまして、その整備の仕方、これについて極めて慎重に考えていらっしゃる地域の方々があります。このような方々と協議しなければならないことになっており、これがどのように展開するのか、これから極めて重要な場面を迎える訳でありますが、街開きが予定されておりますので、それに間に合うように地元の皆様方のご協力をいただきながら、基本設計なども考えておりますが、慎重になられている方々共々、鋭意、知恵を絞りながら早期に設計を仕上げて街開きに間に合うように努力をして行きたいと考えております。

当地区の小・中学校の耐震診断について 質問

「防災に強い町づくり」ということで、市も進めているとおもいますが、習志野台第二小学校及び習志野台第一小学校、習志野台中学校等の耐震調査はどうなっているのか。

また、その結果、もし耐震強化をしなければいけないのならば、いつまでに やり遂げて行くのか。ご回答をお願いしたいと思います。

特に各学校については、8丁目の住人にとっても避難所の一つになっています。 その避難所が、阪神大震災級で潰れてしまったら、どこに逃げようかというこ とになりますので、市としても急いで取り組んで行かなければならないと思い ますが、いかがでしょうか。

回答

習志野台第一小学校につきましては、平成 10 年度に補強工事、習志野台第 2 小学校・習志野台中学校については、平成 7 年度、高郷小学校につきましては、 平成 9 年度に耐震診断を実施しております。

診断の終了している中で、耐震強度の低い学校、そして古い学校から順次、

耐震の改修工事を進めて行くということになります。

具体的な計画年度というのは、まだ出ておりませんが、順次進めて行きたい と考えております。

中高層マンション建設に伴う「仲裁制度」について質問

近年、我が町会でも中高層マンションが建つようになりました。従って、近隣の居住者と建築主との間の紛争が生じるようになりました。市には「環境共生まちづくり条例」がありまして、その中で「紛争調整申出書」、これに従って、「斡旋調停」という制度があります。これは、お互いに話し合って歩み寄るという制度になっておりますが、強制力がないものですから、なかなか解決までには至らない例が非常に多い訳であります。

そこで、更に一歩踏み込んで、裁判所に変わるような「仲裁制度」というものを、この条例の中に取り入れていただく訳にはいかないでしょうか。

これは、この席では回答が難しいと思いますが、将来についてお願いしたいと思います。

現実には、今、工事している訳ですが、通学路になっておりますので、その 現場の車の出入についての斡旋調停をお願いしたのですが、結果的には解決が できなかったという事例であります。

回答

只今お話のありました仲裁の制度でありますが、「民事訴訟法」の仲裁ということになると思います。本市は「環境共生まちづくり条例」の斡旋、調停を行っているところでありますが、ご指摘のような件も、現実としては現れているところであります。

この仲裁につきましては、当初の「環境共生まちづくり条例」の制定時におきまして、斡旋、調停、更には仲裁ということで、そこまで色々検討いたしてまいりました。そのような中で、弁護士への相談、或いは、国土交通省へお話をした結果、「現況の中で、市が仲裁をすることは難しいのではないか」と、そのようなお話を受けまして、この「環境共生まちづくり条例」の中では、あくまでも調停までが、市が法律的に出来る限度であるという考えに基づきまして、今日まで行ってきております。

ご指摘の 17 条の中に、「市長が双方に紛争解決に意思があるときは必要な協力に努めるものとする」ということで、規定されているところでありますが、これにつきましては、仲裁の制度が、裁判所の裁判よりも期間が大変短く、費用も少なくて済むという利点がありますので、調停が不調の際は、この制度を利用する方法もあることを助言してまいりたいと、そのような趣旨で、この 17

条の項目を入れさせていただいたのが実情であります。

市民センターの建設について

質問

坪井地区に「坪井市民センター」の建設をお願いしたい。

坪井の近隣には習志野台地区の公民館、松が丘公民館がありますが、1キロ以上離れております。松が丘については、坂あり川ありということで、山を越えないと行けない。習志野台につきましては、ご存知のとおり外れになっております。

坪井地区は、市の外れになっておりますので、今まで横を向いて来た感じがします。たまに行政から来るのは、市の回覧板ぐらいで、他はあまり来ないのです。開発が進んでおりますので、せめてこちらに顔を向けていただいて、「市民センター」の建設をお願いしたいと思います。

回答

坪井地区は現在、区画整理事業を行って、この地域における市民センターの 設置につきましては、議会等でもご要望、ご議論をいただいているところであ ります。

市といたしましては、都市基盤整備公団に、この開発に向けまして、会館用地等を無償で提供していただけないかお願いをいたしましたが、「無償提供は難しい」、「有償で」ということで現在に至っております。

市といたしましては、コミュニティを新たな形で設定をして行くということになりますと、将来、この地域のコミュニティの主たる部分、公共施設の整備について、どのようにするかということは当然議論になってくるということであります。この区画整理の完了、そして、住民の方々等、コミュニティの熟成度を勘案しながら将来に向けて、今後この地域の公共施設設置について検討してまいりたいと考えております。

側溝の清掃について

質問

みゆき町会内の5丁目と3丁目の側溝が、昔の内径24センチのU字溝になっております。深さその他の関係から、ごみを取ることに毎日苦労しております。どこへ行っても、塵取りのサイズが合わないので使えません。ぜひ、早くL字溝に改造していだきたいということを前からお願いはしておりますが、全く進展がありませんので、今日お願いをして、その結果によっては、これは「習自連」の問題でもあると思いますが、1丁目から7丁目ということになりますと大げさなことになりますし、色々と事情が違いますので、今日の反応を見て、市

民運動を起こすか、署名運動とか、色々と計画がありますので、見通しをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、当町会には 7 つの委託された公園の清掃があります。一つの公園が、たまたま 9 メートル以上の崖の上にありまして、その崖の下に 6 メートル道路があり、そこに毎日、殆んど自動車がいっぱいで、そこに入れないような状況の特殊な所なのですが、そこに落ち葉が落ちて、請け負っている「子ども会」のお母さん方が降りていけないので、そこだけ、市へお願いしますという依頼を、町会を通してやりましたところ、「町会に、そのごみを取れなどと頼んでいない」、「あそこは市の管理だから、電話を一本くれれば出て行く職員は大勢いるのだから、電話さえくれればいい」、「余計なことをするな」というような返事があったということです。

私も、10年近く町会長しておりましたが、公園の側溝の掃除を当然公園の掃除に入っていると理解をしておりまして、苦労してやってきた訳ですが、「市の仕事だ」、「余計なことをするな」というような用件のものなのかどうか分かりませんので、町会の役員等も知りません。したがって、そのような契約をしているのか、私自身が契約者ですが全てというふうに理解しておりましたので、市で要員を用意しているのかをお伺いしたいと思います。もし、要員がいるのならば、今は毎日お願いしなければ風で飛びますので、そのような人がいるのかどうか疑問がありますので、この席でお答えをいただきたいと思います。

回答

U字溝の件につきましては、再三に渡りまして、ご要望をいただいておりますし、市議会議員の方からも、何度かご要望をいただき、充分承知いたしております。

しかし、船橋にはU字溝というのは大変多くあり、方針を立てるにしても非常に影響が大きい。確かに地元の皆様の気持ちは充分分かりますが、今、厳しい財政状況の中で、蓋のないU字溝というのは、かなりありますから、市として基本的な考えを一つ持っております。

一つは、交差点での人が車を避けきれるかどうか、退避できるかどうかというスペースの問題。それから、「角切り」のない交差点での車両通行がスムーズに行くのかどうかという視点。それから側溝部を歩道敷きとして利用できるのかどうかいう視点。道路自体が狭いのかどうか。そういった問題を充分に勘案しながら、そのような視点から考えたときに蓋掛けをしなければならないか、或いは、側溝を改善しなければいけないところは改善したいと思っております。

しかし、ご質問の場所は、これらの要件から考えますと、道路の幅員に余裕があり、公団の開発区域の道路でありますから、船橋全域から考えますと道路は比較的恵まれているということで、実は蓋掛け整備していないのが実情であ

ります。

この習志野台地区は、ご承知のとおり公共下水道地域であります。この地区は分流ということで、汚水を先行してやっていると思いますが、そのような中で、今後、雨水の処理をどうするかという総合的な視点で検討する時期が将来まいります。おそらく完全分流というのは、暗渠化でありますから、将来的には、今の側溝は暗渠化していく方向になると思っております。

側溝のごみにつきましては、公園、道路は公共施設内でありますから、道路であれば、側溝の清掃ということで清掃業者に委託をいたします。公園も委託方式を取っていると思いますが、市が毎日のように清掃委託して、ごみを取るということは現実的には難しい訳でありますので、公園も道路も含めて地元の皆さんのご協力を、ぜひお願いしたいと思っております。

市民に対する対応がまずいというお話がありましたが、市民の皆様から、今のお話を含めて苦情があることも事実であります。その点につきましても、市長を先頭に市民サービスに徹するように、接遇についても、常日頃、向上するために職員研修を実施しておりますが、なお一層努力をいたしたいと思っております。

放置自転車について

質問

放置自転車のことなのですが、放置自転車の中には、よそから鍵を壊して持って来て乗り捨てるというものが多くあるのです。それをどうするかということで、私の提案なのですが、これは台東区の例ですが、台東区では黄色い自転車というものがあり、これは民間のボランティアがやっており、台東区内であれば、その自転車は乗り降り自由というのがあるのです。そうすると、黄色い自転車を見つけた人が、それを借りて移動するということで、今、放置自転車がたくさんあって、自転車を取りに行かなければならない。それで、お金もかかって結局皆、新しい自転車を買ってしまって、取りに行かない方がたくさんおり、ごみになってしまうのです。

市の方で使える物は、黄色なり、ピンクでも何でも良いのですが、色を塗ってもらって、これは乗り捨て自由で、誰でも乗れますという物を各駅前なり、乗り入れ禁止にするという所に大量に置いて欲しいのです。そうすれば皆自転車を乗ってこないと思います。

回答

放置自転車については、大変困ったことでありまして、常に頭の痛い問題であります。昨年度で2万5,000台程撤去して、その内半分は持って帰っていただけない。非常に自転車に対する愛着心がなくなっている。

それは、モラルの低下そのものでもある訳ですが、そういう意味で、非常に 頭が痛いところでありますが、お話のありました放置自転車の禁止区域外の問 題であろうかと思うのです。

この区域につきましては、通報者がいらっしゃれば、ご協力をお願いします。 まず一番の問題は、盗難車かどうかということなのです。昨年の実績で申しあ げますと 700 台も船橋で届出がある訳です。

先ず、そういうところのチェックを第一番にしなければいけないということで、警察と協力しながら、盗難車であるかどうかのチェックをした上で、届けがない場合は警告書を貼り付けます。警告書を貼り付けた上で、約一週間様子を見て、その後、現場に何の変化がなければ撤去、移送するということでありまして、船橋でも6箇所の自転車の収容施設がありますが、そこに収容して、引き取りに来ていただいているというのが実情であります。

従いまして、台東区の事例が紹介されましたが、船橋と少し方式が違うようであります。基本的には盗難車の取り扱いの問題ではないかと思いますし、自転車も誰かしらの所有権がある訳で、市が無断で第三者に利用させるということは、いかがなものかという感じを持っております。

商店街の空き店舗の利用について 質問

駅前に「Face」が出来ます。そうして新しい商店街が出来るのですが、 そうすると旧商店街がどうなるかということなのです。

今、不況でかなりのお店が潰れています。これが、どんどん増えていくと寂れる一方なのです。新しい所は人が集まるけれども、古い所には人が集まらない。それで、商店が空いていれば、どんどん、それが加速されるということがあるのです。旧商店街というのは、船橋市民が市のために貢献されている町だったと思うのです。置き去りにされるということは、私としてはすごく残念なので提案として、ボランティアグループはかなりあるのですが、ボランティアグループで色々借りるのですが、お金が無くて、それで、変な所しか借りられない。手狭な所でやらなくてはいけないという場所的な制約があるのです。

それで、市の方で閉鎖された商店を借り上げて欲しいのです。それでボランティアグループに貸し出すという形で、商店街の櫛の歯が抜けたような状態の所に、そういうボランティアグループの活動拠点にして欲しいのです。そうすれば市の中心街で出来ることになるので、かなり色々な面でメリットがあると思うのです。ボランティアグループを知ってもらうということにもなりますし、利便性もあるということです。

回答

商店街の件につきましては、先程、南口に大きなビルができて、大きな店が入ってくると「地元の商店街がどうなのか」ということでありますが、ひとつは大きなお店が出て来ることによって人が集まるというようなことがあります。そういうことで、人が来る、その人を引き止めるというような意味で、これは各商店街の方でご努力をしていただかなければならない訳でありますが、いかに特徴を出して行くか。その個々の商店の生き方を学んでいって、自分たちの生きる道をさがしていただきたいと、人が寄らないと商売にもならない訳でありますので、大きな店が来ることによって、そのお客をいかに呼びこむかというようなことで、ご努力を願いたい。

そのために、市では商店街で勉強するというようなことで、講師をよんで、 どのように商店街の中で自分たちが生きるのか、生きようとしたらよいのかと いうようなことで、助成制度を設けております。

各商店は、そういうことを利用して、自分たちの今後の生き方を学んでいただきたいと考えております。

空き店舗の活用につきましては、確かに商店街の中に歯抜けのように空き店舗が出ていることも事実であります。この活用につきましては、市でも考えておりますが、今のボランティアの活用ということにつきましては、1つの意見として受け止めたいと思っております。

リサイクルセンターについて

質問

リサイクルセンターのことですが、実は私、「ボランティア連絡協議会」に入っておりまして、昨日、「バス研修」で我孫子市の「ふれあい工房」、そこはリサイクルセンターなのですが、そこに行ってきました。

そこは、朝 9 時からけっこう遅くまでで、日曜日も開くという感じで、ソーラーシステムが付いているような所で、1 億 4,000 万位の予算で造った所ですが、殆どの市民が使える。そこは粗大ごみをまだ使える物、少し修理すれば使える物が展示してあり、市民は、その場所に来て自分が必要な物は無料で持って帰ることができるのです。

また、少し壊れた物だけれども直せば使える物は、その場所に色々な工具が設置してあり、その工具も中学校などで古くなって使えないというような物を設置して、市民が、その場所に来て自分で直すという形になっているのです。 日曜大工なり、そのような仕事をリタイヤされた方が指導しながら、ごみになる物を、もう一度蘇らせて使う。

またそこには、「情報版」というものがあって、「これが欲しいのです」、「こ

れ、譲ります」という情報を市民に与える場になっているのです。そこは日曜日も開けます。働いている人が多ければ、日曜日に使うしかないのです。折角施設を造っても、土曜日曜がお休みだったら何にもならないのです。時間も仕事が終わってから行けるように8時、9時まで開くのです。そのようにしていただけないかということです。

回答

リサイクルセンターにつきましては、船橋では「リサイクルプラザ」といいまして、ご質問にありましたような趣旨の施設建設の予定はあります。用地を 平成9年だったと思いますが、取得してありますが、財政状況が悪くなりまして、建設が遅れておりますが、出来るだけ早い時期に建設するように努力いたします。

リサイクル品につきましては、現在、馬込町の霊園の脇に「再生センター」がありまして、土曜、日曜も、粗大ごみや一般のごみで出てきたものにつきましては、再生しまして、使える物は展示して安い金額で販売しておりますので、ご活用いただきたいと思います。

小、中学校に太陽光発電の設置及び余裕教室の活用について 質問

小学校のエアコン導入ということなのですが、学校という所は、はっきり言って、地域の防災拠点と先程おっしゃったようなことで、エアコン導入するのならば、その前に太陽光発電を設置していただきたいのです。そうすれば防災の時に電気は確保できるし、エアコンを設置したとしても電気代は只ということで、一回投資すれば、逆に言えば「エコシティ」と言うのならば、その位のことをやってからエアコン導入して欲しいと思います。大量に発注すれば、絶対安くしてもらえると思います。

囲碁の方なのですが、公民館が使えないのならば、小学校の空き教室というのはどのように利用されているのかということです。

地域の方で生涯教育のことであるから、小学校の方で空き教室があるのなら ば紹介すれば良いことで、新しく公民館を造るとか、お金をかけることを考え ないで、ある物で間に合わせるという姿勢が大事だと思います。

回答

学校のエアコンの問題と余裕教室の活用につきましては、太陽光発電は、発電装置その物が、どの程度の発電容量を持っているのか、勉強不足で大変申し訳なかつたのですが、学校のエアコンの電気量というのも必要になることも事実でありますので、エアコンの導入と費用の兼合いということについては、検討する一考はあるかと思います。

余裕教室の活用につきましては、各学校では「開かれた学校づくり」という中で、余裕教室の地域開放ということも進めております。それぞれの学校の教育に支障のない範囲で、或いは、管理上の問題のない範囲の中で、余裕教室の開放ということも進めておりますので、それぞれの学校の校長先生等にご相談をいただければと考えます。

コミュニティセンターの用地取得の方法について 質問

市民コミュニティセンターの用地については、市が土地を借りるべきです。 買うのが無理であったら借りる。そうすれば、お金はかからないし、毎年の予 算の中で出来ると思うのです。そういうふうに「お金が無い。お金が無い。」と か、そういうことはいわないで、頭をもっと使って欲しいと思います。

回答

コミュニティ用地の関係につきましては、金が無いということだけで「駄目 じゃないか」、「借りればいいじゃないか」というご提案がありましたが、その ようなご提案も含めまして、今後、検討をしてまいりたいと考えております。

坪井小学校、中学校前の道路の拡幅について 質問

坪井小学校、中学校前の道路の拡幅についてお伺いしたいと思います。

あの道路は坪井地区の住民にとりまして、北習志野方面に出たりするための 大動脈とも言うべき重要な道路であります。また、坪井小学校、中学校の生徒 が毎日通学する重要な道路でもあります。

先程、8丁目の方の質問に合わせて、市としては重要な道路として位置づけしていただいているというお話がありましたが、都市基盤整備公団による開発が進む中で、あの道路の意味も益々重要なものになって来ております。特に8丁目の道路の拡幅が進まなければ、あの道路に集中して車が走るという状況が目に見えています。現況ではセンターラインもない狭い道路であるにも関わらず、八千代、緑ヶ丘の大型店舗、スーパーの出店等によって、相当交通量が増えております。

そのような中で、小学校、中学校の生徒は片側にしかない幅 1 メートルの歩道を通って通学しています。雨の日などは傘をさしたまま、歩道ですれ違うことが困難な状況があります。そのような状況をよく考えていただいて、市の財政難の中、いかに優先順位を考えるかということは、非常に頭を悩ますところではあろうかと思いますが、坪井地区の住民、坪井小学校、中学校に通う子供たちの生命に関わる重要な問題と位置づけて、少しでも優先順位を高く捉えて、

この拡幅について取り組んでいただきたいと思います。

回答

先程、都市計画道路 3. 4. 20 号線について若干触れさせていただきましたが、この坪井の道路、厳密に申しますと「船橋市道 00-130 号線」ですが、坪井の特定区画整理事業と関連付けまして、この道路の重要性を充分認識しておりますので、坪井の入り口まで拡幅整備を考えております。

しかし、市単独では、厳しい財政状況もあり、かなり厳しいものですから、 国から補助金をいただいて、歩道と車道は区分した道路で拡幅整備したい。鋭 意、整備を進めて行きたいと思っております。

新京成の新津田沼駅とJR津田沼駅との間のアクセスについて 質問

新京成の新津田沼駅とJR津田沼駅との間といいますのは、船橋市ではなくて習志野市であることは分かっているのですが、私もそうなのですが、新京成の「二和向台」から南の「前原」に至るまで船橋の通勤者が東京に通う場合は、新京成新津田沼駅で降りて、JR津田沼駅まで、約300メートル歩くことになります。この間というのは、道路も、歩道も整備されているのですが、その歩道も商店の看板が立っていたり、「のぼり」が立っていたり、色々な物が置かれていたり、ベンチまで置いてあって非常に歩きにくい。特に朝などは、通勤者が道路まで溢れてしまう。雨などが降り傘をさしますと、車道を歩いているのが現状です。

このような状況の中、最近、習志野市が歩道上に自転車の駐輪場を造ったのです。狭いうえに駐輪場があるものですから、歩く所は、ほんのわずかです。 晴れた日ならば、まだ良いのですが、雨の日などは車道に溢れて、車に追い立てられながら、JR津田沼駅まで歩いて行くという現状です。

そのようなことがありまして、習志野市であることは分かっているのですが、 船橋市民、特に東京への通勤者にとっては非常に大事な道ですので、市の方に、 この事情を認識していただき、改善をしていただければ非常にうれしいと思っ ております。

どのようにすれば一番良いかというのは、私も良く分からないのですが、とにかく、取りあえず現状を、特に雨の降った日を、ぜひ一度チェックしていただいて、現状を把握していただければ非常にありがたいと思います。

回答

ご指摘の区間は習志野市域になっており、習志野市が管理している訳ですが、 津田沼地区というのは、駐輪場が非常に不足しており、本当に困っている地区 でもあります。北習志野も非常に困っている所でありますが、津田沼も駐輪場 の問題で習志野市、船橋市共に絶対量の不足によりまして、放置車輌が多く、 しかも、かなりの商店街を形成しているものですから、通勤通学のみならず、 買い物客の放置自転車の対策として習志野市が歩道上に駐輪場を設けているの だろうと思います。

船橋市も歩道上に駐輪場を設けており、良いことではありませんが、駅から 100 メートル程度でないと駐輪場として利用していただけない、非常に厳しいのです。

たまたま国有地があり、東金街道に面して駐輪場を整備した訳ですが、300 メートルと離れていない。東金街道ですから、津田沼からそれほど離れていないと思うのですが、折角、何とか見つけた駐輪場が利用いただけないのです。駐輪場の設置場所というのは厳しい訳です。しかも、自宅と駅の間でなければいけない。駅を少し超えただけで利用されないという現実があります。

そういうことで、習志野市も止むに止まれず歩道上に駐輪場を造っているのだと思います。いずれにしましても、何とか習志野市と協議してみたいと思いますが、確かに歩行者優先もありますが、自転車もご覧のとおり、そのような実情にあるということも大変な大きな問題でありますので、両方を考えなければならないのが現実であります。

教育について

質問

教育とは、知育、徳育、体育と、それら3本が揃っての教育かと思うのですが、どちらかというと知育が偏重されていると、それが今の日本の現状であろうし、昨今、色々起っている問題の基というのは、知育の最高学府を出られた方が色々と起こしている部分が沢山ある訳です。

素人の思いつきでありますが、小学校、中学校、高校と通じて、やはり現場をいかに知ってもらうかというのが、子供にどうかということもあるかも知れませんが、例えばボランティアでお掃除をさせるとか、特養老人ホームを実際に見せて、実際に「呆けるということは、こういうことだよ」とか、現実になかなかそういう機会がないと思いますし、銀行問題が出れば、銀行とは「こういう所だよ」とか、例えば商店なら商店、工場なら工場と色々な部分で現場を見てみるということも、小さいなりに色々感じることがあるでしょう。

また、家庭問題等につきましても色々なケーススタディ、学校でやるしかないと思うのですが、ケーススタディを出して色々な子供たちの意見を出さしてみるとか、そういうことがなされているかどうか知らないので、知育、体育、徳育と、やはり徳育の点についてのご意見、お考え、リーダーシップをどう発揮されるかをお伺いしたいと思います。

回答

教育には知育、徳育、体育とありますが、私がお話したいのは、私どもが育った時代と、私の子供を例にして恐縮ですが、今、27、8 才になりますか、そういった子供を育てたときと、その子が父親、母親になったときの子育てとは、環境が全く違うということであります。私どもの時代は、色々といわれておりましたが、「向こう三軒両隣」といいますか、それこそ自分の子供もそうであったけれども、隣近所の子供、或いはまた、その町会内の子供であっても、悪いことをしたら叱ったものです。今は逆に、私が孫に手を出すと、親が何を理不尽な体罰はやめろと、こういう時代なのです。

そこで、やはり、「三つ子の魂百までも」という言葉ではありませんが、その 幼子のときから、「悪いことは悪い」ということを、きっちりとしつけるべきで あると、私はこのように思っている訳なのです。

極端なことをいいますと、体罰を肯定するわけではありませんが、そういった教育も、徳育の中に必要であろうと思います。

先般、女性校長会の皆様方、船橋市の現場には 8 人おりますが、本庁の教育委員会の中にいる 12 人の方も入りお話をさせてもらいました。そういった中に、確かに、管理職になった校長さん、そして、一般の教員との差があるということであります。そういったしつけの問題は、各家庭にあると、このようにも理解いたしました。

自らの家庭におきまして、そして、自分の子供を育てた、その時と、今の子供が育った、孫に対する教育というものは、また違った形で捉えられる。しかしながら、それは直していかなければならない。私は、このようにも思っております。

大変身近な話でありますが、もっと話せば長くなりますが、やはり、悪い行いをする人には、それは地域の皆様方が体を張って戒めるといいますか、そういうことが大事であると思います。

徘徊者に対する支援体制について 質問

痴呆の方の徘徊が多くなっているように思います。近所の方で、ここーヶ月の間に何回も警察にお世話になって、2日も3日も帰ってこないと家族の方は、父親に「出ていかないでね」、「お昼に電話するから待っていてね」と言っては行くのですが、「分かった、分かった」と言っていながら、帰って来ると電気が点いていなくて、そこから心臓がドキドキして、入ってみると、お昼も食べていない朝も食べていない。何時に出ていったか分からない。

一晩、二晩になって、長いときは三日後の夕方、血だらけになって帰って来

たと、そのようなことが昨日もあった訳です。

私のお願いは、介護制度もいいのですが、緊急で、母親がどうしても働かなければならない、そういった家庭の事情がある家庭の場合の徘徊者に対しては「緊急支援センター」というようなことで、特別養護老人ホームの幾つかの門を開いて、そういう家庭をなんとか救ってあげていただきたい。事情はどうあろうと受け入れ先の施設を一つか二つでもいいですから程度がどうであろうと受け入れ態勢をしていただけるような門戸を開いていただければと思います。

回答

高齢者の行方不明につきましては「SOSネットワーク」徘徊家族への支援サービスということで、高齢者福祉課が窓口で行っております。

只今の支援センターからの返事ということでありますが、そのような形になった場合は、なるべく早く市役所へ連絡していただければ、福祉サービスだけではなく、保健福祉部に保健師がおりますので、ご相談していただければと思います。

公民館、図書館の休館日等について

質問

公民館、図書館などの休みを無くして使用させてほしいのです。

それと、大学・中学校・小学校は、公立や私立も含めて、図書館がありますから、私たち市民も、学校などのそういうところを市の図書館とのタイアップで借りられるようなことも出来るといいと思うのですが、そのような構想は既にあるのですか。

回答

公民館、図書館の休みをなくしてほしいというご要望につきましては、公民館は、その月の最終月曜日は休みとなりますが、その他の月曜日は開館しております。これは既に実施して2年半程になります。

図書館については、月曜日は休みということで行っている訳ですが、これを どうにかできないかと内部で一生懸命考えております。そのような中で、人員 の問題などがネックになっており、それをどのようにしていくか、検討してい るところであります。なるべく良い結果がでるように努力してまいりたいと思 っております。

図書館のネットについては、学校の図書室と市の図書館、また、公民館の 6 分館があります。この図書館をネットして、子供たちが自由に使えるようなものも今年からスタートいたしました。現在は、一般の皆様に学校図書室を開放しておりませんが、学校の小学生や中学生は、自由にネットで使えるような方向にもなってきております。

学校の図書室を一般に開放するには、今はやっておりませんが、これから検 討させていただきたいと思います。